



一人で悩まず専門家が解決

なぜ保証人が必要とされるのか？

多くの場合、老人ホームに入居の際は、通常の賃貸住宅の入居と同様に、連帯保証人が必要とされます。

これは、老人ホームとしては、入居者が、何らかの事情により家賃などの施設費用の支払いができなくなった場合に、代わりに支払ってもらえる存在を確保しておくためです。つまり、連帯保証人には、金銭債務に関して入居者と連帯して負担するという非常に重い責任が課せられます。

近年単身高齢世帯も増加し、高齢者の方々が老人ホームや高齢者施設、病院等医療機関に入居又は入院する場合、身元保証人がいなくて困っているという話が多くなっています。身元保証のサービスは存在しているものの、その多くが非常に分かりにくい内容となっておりご検討を躊躇される方も多くいらっしゃいます。

一般社団法人 全国孤独死防止協会は、弁護士を中心とした司法書士、税理士、行政書士などの士業の専門家やケアマネージャー、介護福祉士、認知症ケア専門士など高齢者の生活に関わる有資格者と連携し、老人ホーム・医療機関等への入居及び入院をご検討されている方にとって安心で、分かりやすい内容でのサービスをご提供します。



こんなお悩みございませんでしょうか？

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、病院等医療機関などの入所の際の身元保証人がいない。

遠方の子供や孫に迷惑をかけたくないが頼れる家族や親族がいない。

病院に入院するにも、身元保証人をお願いする人がいない。

万一、自分が亡くなった際の葬儀をお願いする人がいない。

病院に入院するにも、自分の財産管理や費用の支払いをお願いする人がいない。

万が一私が認知症になった時のために、成年後見人を決めておきたい。

老後について相談する人がいない。



老人ホーム、介護施設、病院、その他施設へのご利用の際の身元引受は、当協会がお引き受け致しますのでご安心下さい。



一般社団法人
全国孤独死防止協会

代表者名 飯島 重善

住所 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-23-10
ドレスデンリュウ103

電話番号 0120-74-5109

営業時間 10:00 ~ 20:00 (緊急時連絡は24時間対応)

メール info@kodokushi-boushi.net

<顧問弁護士>

事務所名: 弁護士法人リンデン法律事務所
所属: 横浜弁護士会
代表弁護士: 太田 香清 (弁護士登録番号: 38244)
所在地: 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目35-11 ストック横浜二番館 705号室

<顧問司法書士>

事務所名: 司法書士・行政書士・土地家屋調査士法人 サンシアス(旧丹事務所)
住所: 〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町2-4-4 エパーズ第8関内ビル6階
代表: 丹 茂孝
神奈川県司法書士会登録番号: 第1426号
簡裁訴訟代理権認定番号: 第601465号

他社との比較

	当社	一般社団法人 S社	Kの会
加入金	¥1,000,000	¥560,000	¥340,000～
月額	不要	¥16,000	¥12,810～
委託金	不要	¥250,000	¥416,000～
財産管理	不要	必須	一部必要
緊急駆付け	何れでも 無料	緊急出勤費 ¥250,000 交通費別途	一回(3時間) ¥50,000
提携施設等	提携先等の 定め無し	自社提携先施設 のみ可能	医療機関 不可
事務管理費用	不要	¥210,000	月額 ¥8,000
買い物代行	無料	1時間 ¥3,800～	1時間 ¥4,210～
正接訪問 (面会含む)	何れでも 無料	毎月1回 交通費 別途必要	緊急時以外 不可
実際の支出 (10年間の累計支)	¥1,000,000	¥2,940,000～	¥3,253,200～

身元保証支援

当協会が身元保証人を請け負いますので、ご身内の方がいらっしゃらない方も、ご身内の方に頼みづらい方も安心して施設を探せます！
また、急な入退院の場合も身元保証人代わりにお伺いできます。
施設をお探しの方のご相談にも応じます。気軽にお問合せください。
お一人の方の人生はお一人なりの試練と共にご自身だけでご苦労を乗り越えられてきたかも知れません。
今までどんなに頑張ってきた方も、人生の後半においては、なんらかのサポートを頼まなくてはならない事情がでてきます。
このサポート役が、自分の好みや気持ちなどを十分に理解してくれて、気軽に話しをしやすい人であれば、いつでも相談をする事ができて心強いものです。
私どもがご提案する「身元の保証をしてくれるサポート役」との出会い、人生の上でも婚姻関係に値するほどの大きな出会いなのではないでしょうか。
この広い世の中で、このような身元保証という出会いのご縁を、私どもは単に法人身元保証という捉え方ではなく、一つのご縁として受け止め、誠実にサポートをさせて頂くことをお約束します。
特別な事ではありませんが、まずは常に正直に、そして本当の家族のような自然な関係でお付き合いをさせて頂きたいと考えています。
ご身内であっても信頼関係を築き上げることが困難な事さえありますので、厚い信頼関係を築き上げていけるように努めて参ります。
そして、誰にでも旅立ちがあります。
当たり前のことですが、将来的に旅立たれた後、私共とご縁があった方達の事は、生涯忘れないでいきたいと思っています。
それは、家族代わりの身元保証人としてではなく家族と同じ思いとしてです。
人生の後半にご縁を持つ身元保証人という人へはそれを希望するのではないかと考えたからです。
～不安に思われることもおありになるかもしれませんが
『身元保証人』としてご縁を持てることを楽しみにしております。～
※一般の賃貸住居への保証人は致しておりません

充実のあんしん制度

顧問弁護士及び顧問司法書士、行政書士、税理士等「国家資格保有」の専門家が完全バックアップ

何れでも交通費、同行費用、事務管理費、書類作成料等の追加費用一切無し

事前に多額の預託金等一切不要

専門家による法務相談及び財務相談は永久無料

契約時(契約内容説明時含む) 第三者立会にて内容説明

ご希望の場合には公正証書にて書類保存可能(別途印紙代は必要)

御希望の介護施設及び医療機関の無料紹介